

総合区・特別区制度について

(意見募集・説明会資料等より)

<目次>

	頁	
■大都市制度改革 ～これまでの経過～	P1	} (意見募集・説明会資料)
■<参考>改正地方自治法・特別区設置法の概要	P2	
■総合区制度	P3	
■特別区制度	P4	
■総合区の意義、効果及び課題	P5	
■特別区設置のイメージ	P6	
■大都市制度改革・大阪市(行政区・総合区)と特別区の比較	P7	(市長説明スライド)
■(参考)局の事務	P8	} (意見募集・説明会資料)
■(参考)局と総合区の事務分担	P9	
■(参考)大阪府と特別区のイメージ	P13	(旧協定書関連資料)

副首都推進局

1 大都市制度改革 ～これまでの経過～

■ 大都市の現状・課題

住民意思の的確な反映（住民自治の拡充）

- ・市役所の組織が大規模化し、カバーするサービスも幅広くなるため、個々の住民とは遠くなる傾向

効率的・効果的な行政体制の整備（二重行政の解消）

- ・政令指定都市の規模・能力が高く、都道府県庁所在地であることも多いこと等から、政令指定都市と都道府県との実際の行政運営の中で、いわゆる「二重行政」の問題が顕在化

（平成25年6月「第30次地方制度調査会答申」より）

国における大都市制度改革に関する法整備

総合区の設置

- 地方自治法の一部改正 【平成26年5月公布】
- 「総合区」の設置
政令指定都市において、行政区に代えて総合区を設置することが可能に
（都市内分権による住民自治の拡充）
 - 「指定都市都道府県調整会議」の設置

特別区の設置

- 大都市地域における特別区の設置に関する法律
（以下「特別区設置法」）【平成24年9月公布】
- 「特別区」の設置
政令指定都市等を廃止し、複数の特別区を設置することが可能に
（公選区長と区議会を有する基礎自治体）
 - 特別区の設置に際して広域機能を道府県へ一元化

大都市における課題解決に向けた選択肢を提示

大阪府・大阪市が取組んだ改革

『大阪にふさわしい大都市制度』の実現

- 特別区の設置により、住民自治を拡充
大阪市を廃止し、5つの特別区を設置。住民が区長、区議会議員を選挙で選び、区独自の施策を実施。
- 特別区の設置により、広域機能を大阪府へ一元化
産業、広域インフラ等広域機能を大阪府に一元化。新たな大阪府が広域自治体として都市経営を担う。

平成27年5月の住民投票で、特別区の設置（特別区設置協定書）について反対多数
（投票結果） 賛成：694,844票 反対：705,585票

⇒ 大阪が抱える課題解決に向けて、たゆまぬ取組みが必要

＜参考＞ 改正地方自治法・特別区設置法の概要

	改正地方自治法	特別区設置法
制度改正の背景	<p>政令指定都市制度は、昭和31年の制度創設以来、50年以上にわたり基本的枠組みは変更なし。</p> <p>住民自治の拡充や二重行政の解消に向けて、地方自治法が一部改正</p>	<p>特別区制度は、東京都以外の地域への適用は想定されていなかった。</p> <p>人口200万以上の政令指定都市等の区域（例:大阪市、横浜市）を包括する道府県において、特別区の設置が可能に</p>
概要	<p>◇総合区制度の創設</p> <p>総合区制度は政令指定都市の市長の権限に属する事務のうち、主として総合区の区域内に関するものを処理させるため、行政区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される区長を置く都市内分権の仕組み</p> <p>【総合区長の権限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合区の政策・企画の立案、まちづくり ○住民の交流促進 ○福祉・保健サービスの事務 等 <p>⇒上記事務については、市を代表して執行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合区の職員の任免権を有する ○予算に係る市長に対する意見具申権を有する <p>◇指定都市都道府県調整会議の設置</p> <p>政令指定都市と都道府県の二重行政の問題を解消し、事務処理を調整するため指定都市都道府県調整会議の設置（改正法の施行により、自動的に設置される）</p>	<p>◇特別区を設置するための手続きを規定</p> <p>①関係自治体で協議会を設置</p> <p>関係自治体の議会の議決を経て、特別区設置協議会を設置</p> <p>②特別区設置協定書の作成</p> <p>特別区設置協議会において、次の事項を定めた特別区設置協定書を作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別区の設置の日 ・特別区の名称及び区域 ・財産処分 ・特別区議会の議員定数 ・事務分担 ・税源配分及び財政調整 ・職員移管 ・その他必要な事項 <p>③特別区設置協定書について議会の承認</p> <p>④特別区の設置に係る住民投票を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効投票総数の過半数の賛成で、総務大臣に特別区の設置の申請 ・総務大臣の処分により、特別区を設置

3 総合区制度

■ 総合区の制度概要

- 総合区制度は、政令指定都市において、住民自治を拡充（住民意思を的確に反映し、地域の実情に応じた住民サービスをより身近な区役所で実現）するため、現在の行政区長の権限を強化させた区制度です。
- 議会の同意を得て選任される区長（特別職）を置き、区の区域内に関する事務を、区長が総合的かつ包括的に執行することになります。

(1) 総合区制度の創設

「地方自治法」の一部改正 【平成26年5月公布】

政令指定都市において、現在の行政区に代えて総合区を設置することを可能とするため、地方自治法の一部改正により創設されました。

(2) 法律上の制度比較

	政令指定都市（行政区制度）	政令指定都市（総合区制度）
自治体の位置づけ	普通地方公共団体（政令指定都市）	普通地方公共団体（政令指定都市）
区の位置づけ	行政区（市の内部組織）	総合区（市の内部組織）
区長	一般職（市長が任命）	特別職（議会の同意を得て、市長が選任）
主な事務	(※)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合区の政策・企画の立案 ・総合区のまちづくり等の事務 ・市長の権限に属する事務のうち、条例で定めるものを執行 <p style="text-align: right;">【以上の事務は、市を代表】</p>
	〔市長の権限に属する事務のうち、条例で定めるものを区役所が分掌し、区長が補助執行〕	〔市長の権限に属する事務のうち、条例で定めるものを区役所が分掌し、区長が補助執行〕
人事・予算・条例に関する権限		(人事) 区役所職員の任免権 (予算) 市長への予算意見具申権 (条例) 条例提案権はなし
リコール(解職)	なし	あり

※行政区長は市長の補助機関（市長の事務執行を補助する役割）として、区内の政策・企画の立案やまちづくり等の行政サービスを提供

<ひとくちメモ>

政令指定都市・・・人口50万以上で政令で定められる都市。大阪市を含め、全国に20市

行政区・・・政令指定都市の区域を分けて設置

一般職・・・一般的な公務員（特別職以外）

特別職・・・選挙や議会同意により選ばれる公務員など

4 特別区制度

■特別区の制度概要

○特別区は基礎自治体であり、選挙で選ばれる区長・区議会が置かれ、区長が住民に身近な事務を担う制度です。

(特別区設置法による場合、政令指定都市等を廃止して特別区を設置します。)

(1) 特別区設置法の制定

「特別区設置法」 【平成24年9月公布】

特別区制度は東京都に限られてきましたが、人口200万以上の政令指定都市等の区域(例：大阪市、横浜市)を包括する道府県において、政令指定都市等を廃止し、基礎自治体である「特別区」を設置することが可能になりました。
(特別区の設置により、広域機能を道府県へ一元化)

※現在は、特別区は東京都のみに設置されています。

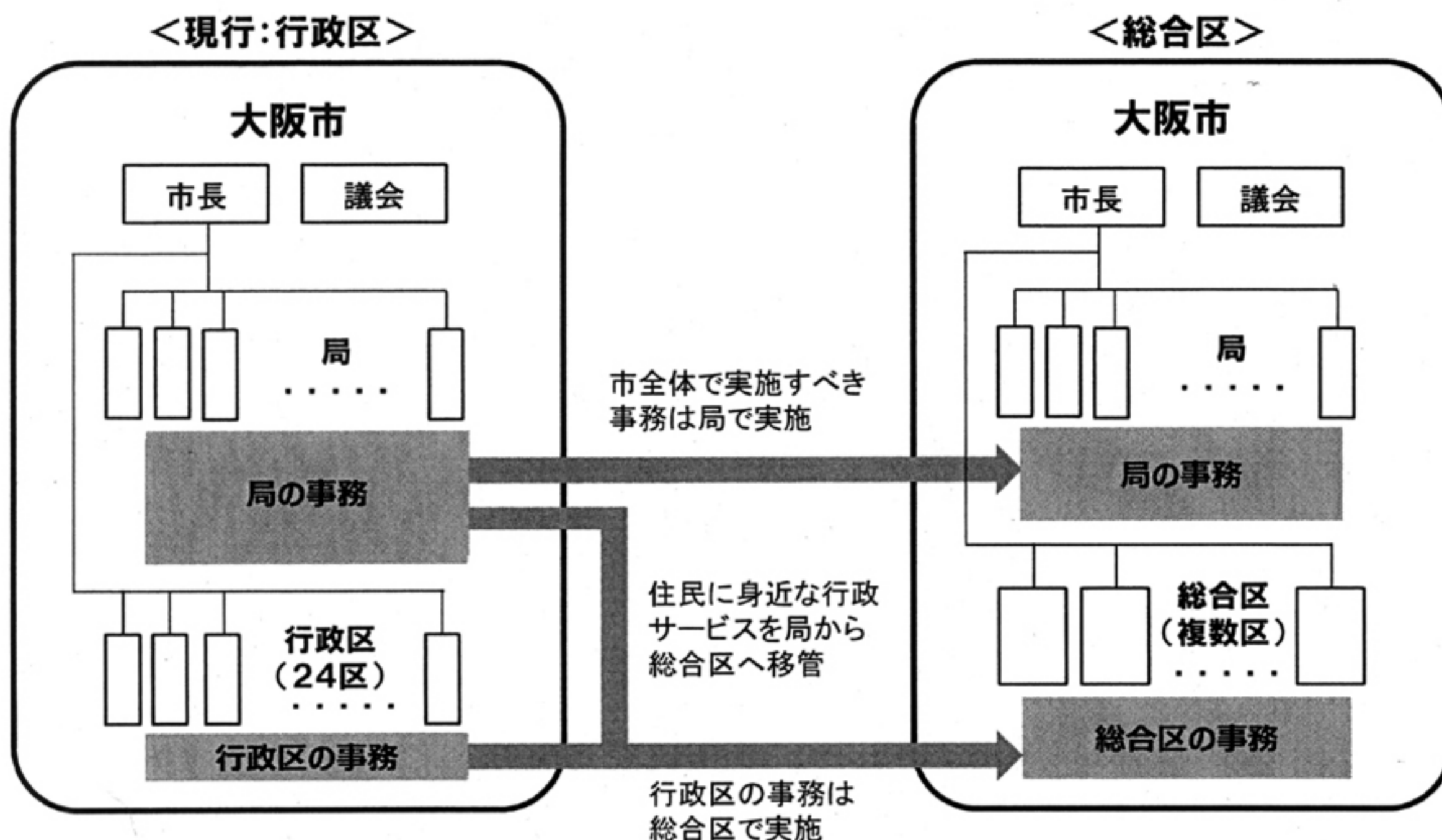
(2) 法律上の制度比較

	政令指定都市(行政区)制度	特別区制度(東京都の場合)
自治体の位置づけ	普通地方公共団体(政令指定都市)	特別地方公共団体(特別区)
首長	市長(公選職)	区長(公選職)
議会	市議会(市議会の判断で区常任委員会を設置する等の工夫が可能)	区議会
主な事務	一般的な市町村の事務に加え、都道府県の権限である「児童相談所」「都市計画(都市再生特別地区)」「県費負担教職員の任免」等も行う	一般的な市町村の事務に加え、保健所の事務等も行う。ただし、一般的な市町村の事務のうち「都市計画(用途地域)」「上下水道」「消防」等は都が一体的に行う
課税権	一般的な市町村税 (個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、市たばこ税、軽自動車税等)	一般的な市町村税 ただし、以下の5税は都が課税 【都が課税する税目】 法人市民税、固定資産税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税
財政調整		上記5税のうち、法人市民税、固定資産税、特別土地保有税を活用して、都と特別区及び特別区間の財政調整を実施
行政区	市長の権限に属する事務を分掌し、補助執行させるため、政令指定都市の区域を分けて設置	(行政区は設置しない)
行政区長	<ul style="list-style-type: none"> 一般職(市長が任命) 市長の指揮監督を受ける 	

2 総合区の意義、効果及び課題

■ 総合区の意義

地域の実情に応じた行政サービスを、より身近な総合区（区役所）で行います。
 予算編成、条例提案など、市全体に関する事項は、引き続き市長がマネジメントします。



■ 期待される効果と想定される課題

効果

地域の実情に応じた、よりきめ細かい行政サービスの実現

- 住民の声を、より直接的に施策反映することが期待できます。
- 意思決定が迅速になることで、より迅速かつ適切なサービス実現が期待できます。

住民協働のさらなる促進

- 地域課題の解決が一層期待されます。

課題

効率性の確保

- 局(1か所)から総合区(複数か所)に事務が分散することで、職員数の増加が見込まれます。

専門性の確保

- 総合区で事務を実施するためには、専門職員や専門的な業務ノウハウの確保が必要となります。

「総合区事務の拡充」と「効率性・専門性の確保」の双方の観点から、最適なニア・イズ・ベターを追求

2 特別区設置のイメージ

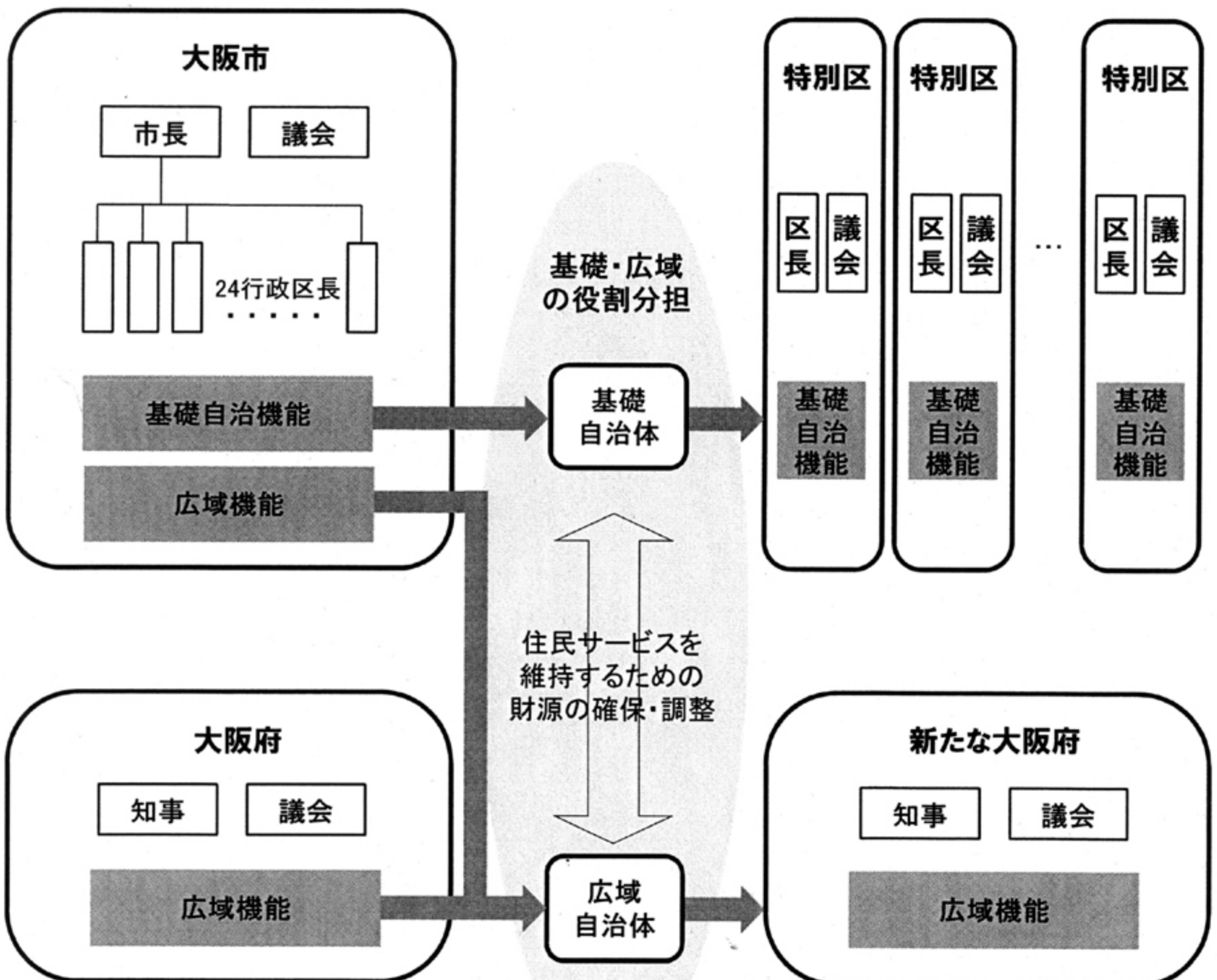
■特別区の意義

○住民自治を拡充

住民が区長、区議会議員を選挙で選び、区独自の施策を実施
特別区ごとに地域の実情や住民ニーズに応じたサービス提供

○広域機能を一元化

産業、広域インフラ等広域機能を大阪府に一元化
新たな大阪府が広域自治体として都市経営を担う



14. 大都市制度改革

総合区（大阪市は存続）

- 住民自治の拡充 ⇒ **区長の権限強化**
(市全体に関すること・・・市長がマネジメント)
- 都市機能・広域機能の強化、二重行政の解消
⇒ 府市（知事と市長）の間で**協議**

特別区（大阪市は廃止）

- 住民自治の拡充 ⇒ **住民から直接選ばれる**区長・区議会
- 都市機能・広域機能の強化、二重行政の解消
⇒ 大阪府に**一元化**

15. 大阪市(行政区・総合区)と特別区の比較

	大阪市		特別区
	行政区	総合区	
自治体 (トップ)	大阪市 (市長)		特別区 (区長)
区長の人選	市長が任命 (一般職)	議会の同意を得て 市長が選任 (特別職)	市民が直接 選挙で選ぶ
教育委員会	市に1つ設置		区に1つ設置
議会	市議会		区議会
予算編成権	市長のみが有する	市長のみが有する ※区長は市長への 意見具申権を有する	区長のみが有する
条例提案権	市長・議員が有する		区長・議員が有する

※総合区は一部の区に導入することも可。総合区概案では合区を前提に検討。

(参考) 局の事務

【局で実施する事務の内容(例)】

	事務の性質	事務の内容(例)
一自治体として実施する事務	市長固有の権限に属する事務	条例提案・規則制定、予算編成
	組織運営に関わる事務	政策企画、組織人事、情報公開、市債管理、管財(取得・処分) (市全体に関わるもの)
	自治体として実施すべき事務	○計画策定 [障がい福祉計画、環境基本計画、景観計画など] ○審議会 [都市計画審議会、社会福祉審議会など] ○統計調査 [国勢調査等基幹統計調査など] ○表彰 [市民表彰など] ○対外調整 [国庫補助申請、他の自治体との連携など]
全市域的な事務	市域全体の観点から実施すべき事務	成長戦略、成長分野企業支援、広域的なまちづくり、広域的な交通基盤整備、港湾、水道、下水道、消防
	一つの総合区では完結しない事務	○事業許可、法人認可(一の総合区の区域を越えるもの) [廃棄物収集運搬業許可、社会福祉法人の認可、NPO法人認定・認証など]
市域の統一性・一体性が求められる事務	住民の平等取扱いの原則等から一体的に処理すべき事務	○保険 [国民健康保険会計、介護保険会計の運営など] ○個人給付・助成金・補助制度 [医療費助成、敬老優待乗車証、児童手当など] ○許認可の審査基準等 [児童福祉施設認可基準、環境衛生施設許可基準など]
	事務の性質上一体的に処理すべき事務	○市として特別会計等を設けて実施する事務 [母子父子寡婦福祉資金貸付、港営会計の事務など] ○市内に一か所又は数か所しかない施設及び市外施設の管理 [愛光会館、障がい者スポーツセンター、南港中央野球場など] ○緊急通報窓口等 [休日・夜間サポートライン(障がい者・高齢者)など] ○既に制度が廃止され経過措置で実施している事務や債権管理 [新婚世帯向け家賃補助、高齢者住宅整備資金貸付など]

(参考) 局と総合区の事務の分担

<表の見方について> (P9~12)

- 分野別に代表的な事務を例に挙げ、全体の事務分担(案)のイメージをお示しています。
- 総合区の事務レベル(A案、B案、C案)ごとに、『局』の事務と『総合区』の事務を次のようにお示しています。

A案	B案	C案	
			※事務事業は特別区設置協定書の作成に用いた平成24年度時点のものを暫定的に使用
局	局	局	
		総合区	C案における総合区の事務
	総合区	総合区	B案における総合区の事務
総合区	総合区	総合区	A案における総合区の事務
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 点線枠内の事務は、現在、区役所及び保健福祉センターで実施している事務 </div>			

共通事項	予算編成、条例提案等は市長の権限
------	------------------

A案	B案	C案	1 こども	2 福祉
局	局	局	こども・子育て支援計画 市立児童養護施設等の運営 市立青少年施設の運営 母子父子寡婦福祉貸付資金会計の管理 児童手当(制度管理)、こども医療費助成(基準制定) 青少年の健全育成(審議会の運営等) 教育相談(電話等)	社会福祉法人の認可等 市立障がい者施設等の運営 国民健康保険、介護保険(制度・会計の管理) 国民年金(制度管理) ホームレス対策・あいりん対策 身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所 発達障がい者支援
		総合区	こども相談センター 児童養護施設等の設置の認可・助成等 児童養護施設等への措置費の支払い 子どものショートステイ事業 病児・病後児保育事業 児童委員の指導監督・研修	障がい者施設等の設置の認可・助成等 身体障がい者手帳の交付 療育手帳の交付 民生委員の指導監督・研修 市立介護老人保健施設の運営
		総合区	保育所の設置認可・助成等 教育・保育施設等(保育所等)に係る給付費の支払い 市立保育所の運営 一時預かり事業 子ども・子育てプラザの運営 ひとり親家庭等の支援(日常生活支援事業等)	行旅病人・死亡人救護(予算管理等) 生活保護(就労支援) 障がい者施策(障がい者スポーツ振興事業等) 高齢者施策(日常生活用具給付等事業等) 老人福祉センターの管理運営
総合区	総合区	総合区	児童いきいき放課後事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 保育所の入所決定・保育料の徴収 児童手当・こども医療費助成の申請受理・審査・支給 児童委員との連絡調整 母子父子寡婦福祉資金の貸付 青少年の健全育成(青少年育成推進会議等) </div>	老人憩の家の運営助成等 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 国民健康保険・介護保険・国民年金の諸手続き 身体障がい者手帳等の申請受理・審査・交付 医療費助成等の申請受理・審査・支給 生活保護の申請受理・決定・支給、就労支援相談 </div>

A案	B案	C案	3 健康・保健	4 教育
局	局	局	健康危機管理等(感染症対策・検疫等) 医療法人の設立認可等、病院の開設許可等 難病等対策 こころの健康センター(精神保健福祉センター) 精神障がい者保健福祉手帳の判定 放射線技術検査所、食肉衛生検査所 動物管理センター・分室	教育委員会会議 教職員の人事、研修、給与、福利厚生 学校の設置廃止、学級編制、統計調査等 高等学校 文化財保護 総合生涯学習センター・市民学習センター 図書館
		局	保健所 母子保健 薬事の許可等、食品衛生関係事業の許可等 環境衛生関係事業の許可等 精神障がい者保健福祉手帳の交付 狂犬病予防注射等	小中学校施設の補修等
	総合区	総合区		就園奨励費補助の申請受理、支払い 私立幼稚園に対する助成
		総合区	地域ふれあい子育て支援教室 乳幼児健診、がん検診、健康講座、予防接種 母子健康手帳の交付、母親教室 難病等医療費助成の申請受理 精神障がい者保健福祉手帳の申請受理 食品・環境衛生関係事業の許可に関する相談 犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付	学校評価、学校協議会(注) 注: 条例・規則上は、教育委員会の事務 総合区役所の兼務職員が担当 就学事務、通学区域の指定 生涯学習(生涯学習ルーム等)

A案	B案	C案	5 環境	6 産業・市場
局	局	局	エネルギー政策の推進、環境基本計画、環境白書 環境監視規制(大気汚染常時監視) 地球温暖化対策 廃棄物処理業の許可 一般廃棄物の収集輸送、ごみ減量啓発 斎場、大規模霊園	成長戦略の推進 大阪産業創造館、インテックス大阪 工業研究所 商工会議所に関する事務 ATC 計量検査所 中央卸売市場
		局	環境監視規制(水質汚濁・土壌汚染) 産業廃棄物排出事業者の規制	小規模・ベンチャー企業支援 地域ものづくり活性化事業
	総合区	総合区	環境監視規制(騒音・振動・悪臭) 環境教育・環境啓発の取組み 小規模霊園	商店街振興組合法に関する事務 中小小売商業振興法に関する事務 市民農園の開設許可等に関する事務
		総合区		コミュニティビジネスへの支援 商店街の活性化

A案	B案	C案	7 都市魅力	8 まちづくり
局	局	局	観光振興(OSAKA光のルネサンス等) 文化振興(大阪クラシック等) 博物館 美術館 競技スポーツ(大阪マラソン等) 長居陸上競技場 大学等の誘致	都市計画 土地区画整理、市街地再開発、住宅地区改良 広域的交通基盤整備 戦略拠点開発(うめきた地区等) 建築確認関係事務 鉄道駅耐震補強の助成等 港湾事業 市営住宅
				民間住宅の登録・認定 (サービス付き高齢者向け住宅登録事業等)
	総合区	総合区	文化振興(創造を楽しむ元気な地域づくりの推進等) 生涯スポーツ(市民レクリエーションセンター、スポーツ教室等)	地域の実情にあわせたまちづくりの検討 (市有地の活用方針等の検討)
		総合区	観光振興(コミュニティツーリズム等) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">文化振興(地域文化事業等) 生涯スポーツ(学校体育施設開放事業等)</div>	わがまちナイススポット(景観資源)の発見 迷惑駐車防止の啓発 まちづくり活動支援 放置自転車対策、駐輪場の整備

A案	B案	C案	9 都市基盤整備	10 住民生活
局	局	局	道路(計画的整備・補修の企画等) 河川 公園(計画的整備・補修の企画等、 大規模なもの(大阪城公園等)) 下水道 水道 鉄道との連続立体交差(阪急電鉄京都線・千里線)	住民基本台帳、戸籍、印鑑登録証明(制度管理) 地域安全防犯対策(協議会の運営等) 地域振興・市民活動(指針策定等) 男女共同参画(クオ等)、人権施策(計画策定等) 雇用施策(労働団体との連絡調整等)、消費者センター 国際交流 中央体育館、大阪プール
			道路(計画的整備・補修の企画等以外) 公園(その他)	区庁舎の補修等
	総合区	総合区		雇用施策(就労相談等) スポーツセンターの運営 プール・屋内プールの運営
		総合区	道路(日常管理の委託契約等) 道路(工営所業務) 公園(日常管理の委託契約等) 公園(公園事務所業務)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">住民基本台帳、戸籍、印鑑登録証明(届出・証明等) 地域安全防犯対策(青色防犯パトロール等) 地域振興・市民活動(区民まつり等) 男女共同参画(啓発活動等) 人権啓発(講演会・研修・イベント等)</div>

A案	B案	C案	11 消防・防災
局	局	局	消防 防災会議、地域防災計画 危機管理体制の充実 帰宅困難者対策 地下街避難確保 防災行政無線 被災地等への職員派遣
	総合区	総合区	避難行動要支援者の避難支援 広域避難場所案内板・誘導標識の整備 津波避難ビル・水害時避難ビル案内板の整備 災害時避難所案内板の整備
総合区		総合区	自主防災組織力向上アドバイザー 危機管理訓練 防災意識の啓発 津波避難施設の確保

(参考) 大阪府と特別区の権限イメージ

	こども、福祉	健康・保健	教育	環境	まちづくり、都市基盤整備	住民生活、消防・防災等
都道府県	保育士・介護支援専門員の登録 身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所の設置	麻薬取扱者（一部）の免許 精神科病院の設置 臨時の予防接種の実施 特定毒物の製造許可	小中学校学校編制基準、教職員定数の決定 私立学校、市町村立高等学校の設置認可 高等学校の設置管理 博物館の設置の登録	第一種フロン類回収業者の登録 浄化槽工事業・解体工事業の登録	都市計画（マスタープラン） 指定区間の一級河川	警察（犯罪捜査、運転免許等）
	大阪府の事務		重要文化財等の管理に係る指揮監督にかかる通知 埋蔵文化財の調査発掘に関する届出の受理	工業用地下水の採取の許可		
政令指定都市	身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所の設置（任意） 児童相談所の設置	精神障がい者の入院措置 動物取扱業の登録	県費負担教職員の任免等の決定 遺跡の発見に関する届出の受理	建築物用地下水の採取の許可	都市計画（都市再生特別地区） 指定区間外の国道、県道の管理 指定区間の一級河川（一部）	
中核市・特別市	母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付け 保育所・養護老人ホームの設置の認可・監督 介護サービス事業者の指定（一部を除く） 第一種社会福祉事業の経営許可・監督 障がい福祉サービス事業者の指定 身体障がい者手帳の交付	保健所の設置 国民健康・栄養調査の執行 飲食店営業等の許可 温泉の利用許可 犬・ねこの引取り 旅館業・公衆浴場の経営許可 理容所・美容所の位置等の届出の受理 薬局の開設許可 毒物・劇物の販売業の登録	県費負担教職員の研修 重要文化財（一部）の現状変更等の許可	一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設の設置の許可 ばい煙発生施設・ダイオキシン類発生施設の設置の届出の受理 土壌汚染の除去等の措置が必要な区域の指定 浄化槽の設置の届出の受理 一般粉じん発生施設の設置の届出の受理 汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理	屋外広告物の条例による設置制限 サービス付高齢者向け住宅事業の登録 市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 土地区画整理組合・防災街区計画整備組合の設立の認可	
	特別区の事務				開発審査会	
一般市・町村	保育所の設置・運営 生活保護（市及び福祉事務所設置町村が処理） 養護老人ホームの設置・運営 障がい者自立支援給付（一部を除く） 身体障がい者相談・知的障がい者相談の委託 介護保険事業 国民健康保険事業 児童手当の支給	市町村保健センターの設置 健康増進事業の実施 定期の予防接種の実施 結核に係る健康診断 母子健康手帳の交付	小中学校の設置管理 幼稚園の設置・運営 就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助 県費負担教職員の服務の監督	一般廃棄物の収集・処理 騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定（市のみ） 浄化槽清掃業の許可	都市計画（用途地域等） 下水道の整備・管理運営 水道事業 市町村道の建設・管理 準用河川の管理 都市計画（地区計画の一部等）	消防・救急活動 災害の予防・警戒・防除等 戸籍・住基 埋葬、火葬の許可
					大阪府の事務	

※ 網掛部分は大阪府の事務
 ※ 濃色部分は東京特別区の権限